

## 委 託 契 約 書

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るパブリシティ効果測定業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

### （委託業務）

第 1 条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）委 託 業 務 名 G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るパブリシティ効果測定業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「仕様書」のとおり
- （3）委 託 期 間 契約締結の日から令和 6 年（2024年）1 月26日まで

### （委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るパブリシティ効果測定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

### （委託料）

第 3 条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円  
（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

### （委託料の支払）

第 4 条 甲は、委託事業が終了した後に、乙の請求により委託料を支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

### （再委託の制限）

第 5 条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

### （実績報告）

第 6 条 乙は、委託業務が終了したとき（業務を中止又は廃止したときを含む。）は、委託事業終了の日から30日以内又は令和 6 年（2024年）1 月26日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書及び成果品を甲に提出しなければならない。

### （検査及び委託料の額の確定）

第 7 条 甲は、前条の規定により、業務完了報告を受けたときは、遅滞なく委託事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に通知す

るものとする。

(委託業務の中止等)

第8条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第2項、第6条並びに第7条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第9条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(契約の解除等)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

2 乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に

閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同上第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(書類等の整備及び保管)

第15条 乙は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年（2023年） 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会  
会長 茨城県知事 大井川 和彦

乙

## 別記（第14条関係）

### 特記事項

#### 1 受託者の責務

委託業務の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めなければならない。

#### 2 個人情報の収集の制限

委託業務を履行するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行なわなければならない。

#### 3 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。

#### 4 個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止

委託業務を履行するに当たり知り得た情報は、委託業務を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 5 複写又は複製の禁止

委託業務を履行するに当たり、個人情報が記載された帳票等がある場合には、複写又は複製してはならない。

#### 6 個人情報についての事故報告

個人情報についての外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。